

市民税・県民税の申告が必要か確認してください はい： いいえ：

令和8年1月1日時点、伊勢崎市に住んでいましたか？ 

はい

令和8年1月1日時点で住んでいた  
市区町村にお問合せください

所得税の確定申告書を提出しますか？ 

申告は不要です

令和7年中に収入がありましたか？

※非課税の収入(遺族・障害年金、失業給付など)のみの人は「いいえ」

伊勢崎市に在住している方の  
税法上の扶養になっていますか？

収入は公的年金等のみでしたか？

申告は不要です

申告が必要です

次の内容に該当しますか？

- ・65歳未満の人(昭和36.1.2以後生まれ)  
…年金収入 98万円以下
- ・65歳以上の人(昭和36.1.1以前生まれ)  
…年金収入 148万円以下

公的年金等以外の収入は給与のみですか？

年末調整はしましたか？

年末調整をした勤務先以外の収入は  
ありますか？

医療費控除や年末調整で控除して  
いない控除を追加しますか？

申告は不要です

申告が必要です  
内容により所得税の確定申告が必要です

申告は不要です  
勤務先から市に給与支払報告書の  
提出がない場合は必要です

※1 所得証明書等の発行が必要な場合は、申告が必要です

※2 収入がなかった人や非課税収入のみの人は、収入がない旨の申告をして下さい（詳しくは令和8年度 市民税・県民税申告の手引き3ページ）

## 公的年金等を受給している人について

公的年金等の収入金額が400万円以下かつその他所得金額が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要ですが、所得税の還付を受ける場合や、控除を追加する場合は申告を行ってください。

## 所得税の確定申告について

### お問合せ先 伊勢崎税務署（電話番号：0270-25-4045）

会場：メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎（市民文化会館）

期間：令和8年2月16日（月）～3月16日（月） ※土・日・祝日を除く

時間：9：00～16：00 （受付開始は8：30から）

※混雑緩和のため入場整理券を発行しています。16：00前でも受付を終了する場合があるため詳しくは税務署にお問合せください。

☆国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンを利用して確定申告書等を作成できます。